

○国立大学法人上越教育大学大学教員表彰実施要項

(平成30年3月23日学長裁定)

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学職員表彰規程（平成16年規程第50号）第7条の規定に基づき、同規程第2条第5号により国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）に勤務する大学教員（以下「大学教員」という。）を表彰（以下「大学教員表彰」という。）する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(目的)

- 2 大学教員表彰は、教育・研究活動、社会・地域貢献活動又は本法人の業務運営等に特に顕著な貢献があった者を表彰することによりその活動等を讃え、本法人の教育研究活動等の活力を一層高めることを目的とする。

(表彰の対象)

- 3 大学教員表彰の対象となる大学教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

(選考組織)

- 4 学長、理事及び副学長で組織する選考委員会において、被表彰者を選考する。

(被表彰者の選考方法)

- 5 被表彰者は、教員人材評価及び学生による授業評価の前年度実績等を参考にして、選考する。
- 6 過去に表彰を受けた者は、選考の対象外とする。

(表彰の方法)

- 7 表彰は、学長が被表彰者に表彰状を授与することにより行う。
- 8 前項の表彰状にあわせて、副賞を贈呈する。
- 9 副賞は、被表彰者に研究費として10万円を当該年度の教育研究教員経費に追加配分するとともに、記念品を授与する。

(表彰の日)

- 10 表彰は、原則として11月に開催する教授会の日に行う。

(公表)

- 11 表彰結果は、本法人ホームページ、学報及びポータルサイト掲示板に掲載し、学内外に公表する。

(その他)

- 12 この要項に定めるもののほか、大学教員表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。